

令和2年度 滋賀県就職準備金貸付事業募集要項

滋賀県では、保育人材の確保を図ることを目的に、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の就職支援を図るため、保育士として再就職するための準備に必要な費用を貸し付けます。貸付は無利子です。滋賀県内の保育所等^{※2}において保育業務に2年間引き続き従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

※2「保育所等」とは、別表2に定める施設のことです。【保育士修学資金とは、対象施設が異なります】

保育料の一部貸付および就職準備金貸付は、併用して貸付けることが可能です

1. 貸付対象者

次の要件のいずれも満たす者としします。ただし、保育士として週20時間以上勤務する者で、就職した日が2019年11月以降の者に限ります。

①次に掲げる施設または事業を離職した者または当該施設または事業に勤務経験のない者

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所および幼保連携型認定こども園
- イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

② 別表2による保育所等に新たに勤務する者

※貸付対象施設については、従事先および当該市町に確認させていただく場合があります。

③「滋賀県保育士修学資金」を貸付中（従事による返還猶予中もしくは返還中）でない者

④保育士修学資金貸付における就職準備金加算を受けていない者

2. 貸付額

令和2年度においては、400,000円以内（おひとり1回限り）

3. 貸付利子

無利子（ただし、返還期限が過ぎた場合は年3%の延滞利子がつきます）

4. 連帯保証人

- ・連帯保証人は1名必要です。
- ・課税されている成年者であることとします。
- ・多額の負債や、破産手続き等法的整理中でないこととします。

5. 返還免除

滋賀県内の別表2に定める保育所等において保育業務に従事し、かつ、2年間引き続き従事したとき返還免除となります。

6. 返還

返還免除の要件を満たさなかった場合は、全額返還となります。

- ・返済期間：返還事由が発生してから1年以内
- ・返還方法：一括・月賦・半年賦（繰上返済も可能）

7. 募集人数

予算の範囲内

8. 申請に必要な書類

(保育料の一部貸付と併用希望の方は、★のついた書類は1部の提出で結構です。ただし、下記④の住民票は世帯全員の住民票の方をご提出ください。)

① 保育士就職準備金等貸付金申請書【様式第1号】

★ ② 保育業務従事(予定)証明書【様式第25号】

★ ③ 保育士証の写し

※保育士証の氏名が旧姓の場合は、必ず氏名の変更をして下さい。

氏名変更がお済でない方は【よくあるご質問 Q&A】を参照下さい。

★ ④ 住民票(発行後3ヶ月以内、マイナンバーの記載のないもの)

⑤ 前職の離職日の確認できる書類

(離職票・前職の離職日が記載されている源泉徴収票・退職証明等の写し)

★ ⑥ 連帯保証人の前年の市町村民税の課税の有無がわかるもの

※課税されている成年者であること

◎課税証明書、住民税決定通知書等の写し。ただし、源泉徴収票は不可となります。(課税の有無がわからないため)

◎課税証明書を提出される場合は、前年の収入が載ったものに限りです。前々年度のものは不可になります。

◆ 滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類(一旦申請書類をご提出いただいたのち、必要に応じて本会よりその他の書類の提出を求める場合があります)

9. 申請期間(各締切日の消印有効)

一次募集: 2020年7月13日(月) ~ 2020年8月28日(金)

※就職日が2019年11月~2020年8月の方のみ受け付けます

二次募集: 2020年10月12日(月) ~ 2020年11月27日(金)

※就職日が2020年7月~2020年11月の方のみ受け付けます

10. 申請方法

滋賀県保育士・保育所支援センターを經由してお申し込みください。

【宛先】〒520-0044 大津市京町四丁目3-28 厚生会館1階

滋賀県保育士・保育所支援センター

TEL: 077-516-9090 (持参の場合のみ事前連絡要)

11. その他

① 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとします。

② 制度詳細は、ホームページに掲載します。

12. 問合せ先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138

県立長寿社会福祉センター内

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

保育士修学資金担当

TEL: 077-567-3958 FAX: 077-566-3611

別表 2

保育料の一部貸付・就職準備金貸付・子どもの預かり支援事業
利用料金の一部貸付 免除対象施設一覧

施設・事業所別	設置根拠法
保育所	児童福祉法第 7 条
幼保連携型認定こども園	児童福祉法第 7 条
幼稚園のうち、教育時間の就労後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条
幼稚園のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項
家庭的保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項
小規模保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項
居宅訪問型保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項
事業所内保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項
病児保育事業（県知事等に届出を行ったもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項
一時預かり事業（県知事等に届出を行ったもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項
離島その他の地域において特別保育を実施する施設	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号
企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1